

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成28年12月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりとする。

ア 件名

秋田市立秋田商業高等学校格技場照明器具落下防止修繕

イ 履行場所および履行期間 別添設計書（明細書）のとおり

(2) 次の全てを満たすことを入札参加要件とする。

ア 秋田市の建設工事登録業者のうち電気工事として登録を受けている者であること。

イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 平成28年12月22日（木）午前9時30分から

(2) 場所 秋田市山王一丁目1番1号5階 5-A会議室

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から平成28年12月28日（水）まで

(5) 注意事項

ア 入札会場への入場者は、会場の都合上、1社2名以内とする。

イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ参加すること。

ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第130条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務受注状況調（様式2）

提出期日現在までの業務受注状況（過去2年間）

(2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできない。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間 平成28年12月12日(月)から12月16日(金)まで

イ 受付時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

ウ 受付場所 秋田市立秋田商業高等学校事務室(秋田市新屋勝平台1番1号)

エ 提出方法 秋田市立秋田商業高等学校のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所へ持参すること。(郵送および電送によるものは受け付けない。)

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、平成28年12月19日(月)以降にFAXで送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市立秋田商業高等学校事務室(電話824-4308)